

【浄化槽設置補助金制度のあらまし】

1. はじめに

羽生市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、国や県と協力して、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換して設置する方に対し、補助金を交付します。

2. 補助を受けることができる方

「補助対象地域」において、本人が所有又は居住するための専用住宅(居住部分が延床面積の2分の1以上)に10人槽以下の「補助対象浄化槽」へ転換して設置しようとする方。(第4条関係)

3. 補助対象地域

公共下水道計画の計画区域及び農業集落排水処理施設の計画区域を除く市内全域。ただし、当該公共下水道計画区域内であっても下水道の整備が当分の間見込まれず、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りではない。(第3条関係)

4. 補助対象浄化槽

平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、かつ、一般社団法人浄化槽システム協会が作成する環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表に掲載されたものに限る。(第4条関係)

5. 補助金額(限度額)

次の表の区分・限度額に応じて交付します。(千円未満の端数切り捨て)(第5条関係)

(単位:円)

区分	限度額			合 計
	本体設置費	撤去費	配管費	
5人槽	320,000	50,000	80,000	450,000
7人槽	400,000	50,000	80,000	530,000
10人槽	530,000	50,000	80,000	660,000

なお、「撤去費」の交付は、「浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金における既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の処分費交付基準」を満たす必要があります。

6. その他、次の場合は補助の対象になりません。

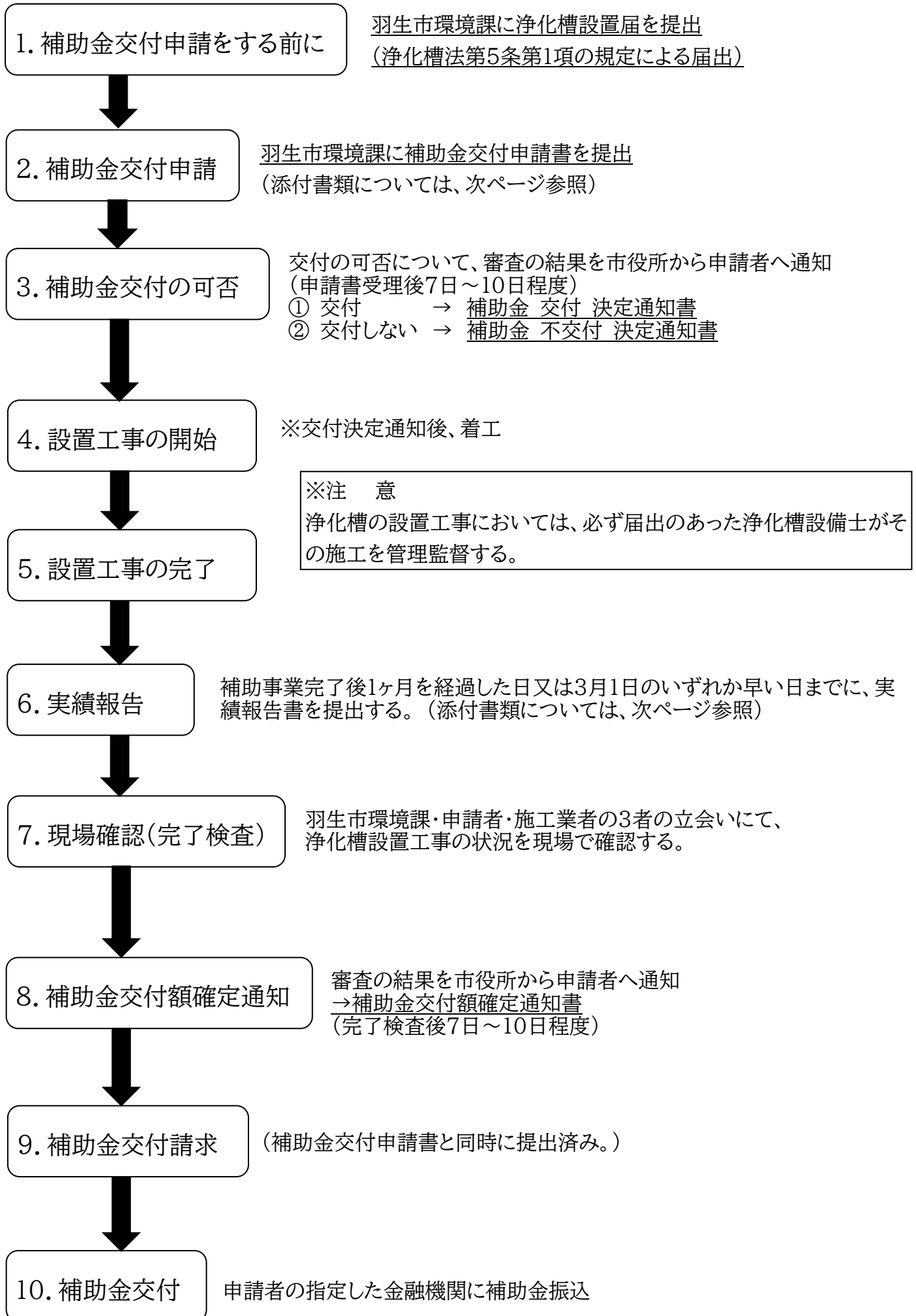
- ・新築・建替など建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合(第4条関係)
- ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する場合(第4条関係)
- ・販売の目的で、浄化槽付住宅を改築する場合(第4条関係)
- ・補助申請をしないで設置工事を行ってしまった場合(第6条関係)

※羽生市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、羽生市のホームページから見るができます。

《問い合わせ》

羽生市環境課環境保全係
048-561-1121(内線 295)

【補助金手続きの流れ】



【補助金交付申請に必要な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書	様式第1号
2	補助金交付請求書	様式第7号(事務手続きの関係上、補助金振込口座を先に登録する必要があります)
3	通帳のコピー	通帳を開いて1ページ目です。通常振込口座・口座 名義人が記載されています。
4	浄化槽設置届の写し	表紙のみ
5	浄化槽に関する調書の写し	
6	工事見積書(浄化槽の設置費、配管費、撤去費)の写し、内訳書の写し	既存単独処理浄化槽等の撤去費も含めてお見積りください。なお、見積書の発行者は領収書の発行者と同一者でなければなりません。
7	既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の現況写真	目標物(家、木、塀、門など)を背景に入れて撮影してください。
8	設置場所の案内図	住宅地図等の写し
9	浄化槽及び配管等の配置図 (及び建物の平面図も添付)	宅地内の浄化槽、排水管、枳、放流先の位置及び建築物内の洗面所、浴室、台所等の位置を明記したもの
10	浄化槽設置工事監督者届出書	別途様式あり
11	浄化槽設備士免状の写し	施工する浄化槽設備士のもの
12	小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し	※昭和63年以前に浄化槽設備士免状を受けた設備士の場合
	登録浄化槽管理表(C 票)	浄化槽メーカーが発行
13	登録証の写し	
14	小型合併処理浄化槽機能保証登録証	
15	型式適合認定シート	

提出書類は各1部

【実績報告に必要な書類】

補助事業の完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。(要綱第9条)

	提出書類	備考
1	実績報告書	様式第5号
2	浄化槽点検業者との業務委託契約書の写し	記入不足、印紙無し等不可
3	清掃業者との業務委託契約書の写し	記入不足、印紙無し等不可
4	法定検査依頼書の写し(法定検査手数料の振替払込請求書兼受領証の写し)	浄化槽法第7条及び11条に基づく検査 手数料を前納する
5	領収書(浄化槽の設置費、配管費、撤去費について)の写し 及び工事内訳明細書等	発行者が見積書の発行者と同一であること
6	合併処理浄化槽施工チェックリスト	別途様式あり
7	本体設置工事写真	市の指定する内容の写真(次ページ参照)
8	既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去工事写真※	①清掃(浄化槽本体、流入・放流管渠) ②消毒及び汚泥処理(//) ③撤去[掘り起こし](// 、付属機器) ④処理[運搬、中間処理及び最終処理](//) 等の状況について撮影したもの
※既存の撤去工事写真がないと補助金の交付が出来ませんので、<u>くれぐれも写真の撮り忘れがないようにご注意ください。</u>		

提出書類は各1部です。

【実績報告書添付工事写真一覧】

≪本体設置工事≫

- ①浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示している写真
- ②栗石の突き固め作業後、深さの分かるスケールと共に写した写真
(及び、捨てコンクリート打設状況)
- ③基礎コンクリートの型枠、配筋状況
- ④基礎コンクリート養生後、コンクリートの厚さが分かるスケールと共に写した写真
- ⑤設置前の浄化槽本体(人槽を確認できるもの)
- ⑥水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真(水準器、埋め戻しの高さを示すスケール、水張り・水締めに用いるホース、突き固め用の器具等が写っているもの)
- ⑦上部コンクリートの型枠、配筋状況
- ⑧上部コンクリート打設写真
- ⑨嵩上げの状況を示すスケールをあてた写真
- ⑩各配管状況の写真
- ⑪完成時の状況写真

≪単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去工事≫

- ①清掃(浄化槽の本体、流入管渠・放流管渠に係るもの)
- ②消毒及び汚泥処理(浄化槽の本体、流入管渠・放流管渠)
- ③撤去〔掘り起こし〕(浄化槽の本体、流入管渠・放流管渠、付属機器)
- ④処理〔運搬・中間処理及び最終処理〕(浄化槽の本体、流入管渠・放流管渠、付属機器)等の状況写真と、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票を添付すること。

※①～④は撤去費補助(6万円)を受ける場合の必須事項です。

①注 意

- ・浄化槽設備士・工事関係者は、必ずヘルメットを着用して下さい。
- ・同じ方向から撮影し、目標物(家、木、塀、門など)を背景に入れて下さい。